

「平安時代の思想・神祇と社会変容」

田口佳奈

要約

本稿は、研究が手薄な宗廟の形成を中心に、平安時代の思想や神祇制度を社会の変容の中で捉えることを目標とした。

第一章では、大内裏火災・内裏火災・里内裏火災後に行われる廃朝・廃務の儀礼の導入とその変遷を通じて、内裏火災に対する貴族層の意識と内裏・里内裏の重要性や性質の時代による変化が廃朝・廃務儀礼の差となっていることを述べた。

内裏火災後に行われる儀礼は内裏・里内裏間で異なり、また内裏内の殿舎の重要性でも違いが見られる。時代による変化も認められる。

特に廃朝・廃務の儀礼は、内裏が機能していた九世紀に、大極殿火災後の儀礼として中国の宗廟火災と宮殿火災後の儀礼を折衷する形で導入された。それ以後、内裏火災後に廃朝・廃務を行う例が定着した。当初は祖先の建造した宮殿火災に対する喪や哀衷の意義を持つ儒教的な儀礼であったが、次第に重大事に対して行われ、事の大小に鑑みて日数を

決定するものと理解されるようになっていく。

一〇世紀後半からの社会体制の大きな変容と連動して内裏・里内裏火災が頻発すると、先例が積み重ねられる中で次第に両者の儀礼が区別化されるようになる。里内裏は内裏より簡略化された儀礼がとられ、また皇居としての内裏機能の消失に伴い内裏火災後の儀礼も廃務から廃朝へと変化する。

一一世紀を通じて変化・定着していったこれらの儀礼は、内裏・里内裏の機能分化がすすむ十二世紀には内裏火災と里内裏火災後の儀礼の違いも貴族層に認知され、内裏が廃絶するまで継続していた。

第二章では神社火災後に行われる廃朝・廃務を通じて、伊勢神宮・八幡宮を宗廟と称し尊崇する日本独自の宗廟の制度・概念が朝廷において形成され成立していくことを述べた。

一章で扱った内裏火災への廃朝・廃務儀礼とほぼ同時期に、山陵火災後の儀礼として中国の宗廟火災を由来として導入された廃朝の制度は、一一世紀初頭に宇佐神宮という天皇の祖先を祀る神社の火災後の儀礼に転用される転機を迎えた。これはこの時期に宇佐八幡宮と宗廟を結びつけて考える概念が存在していたために行われたと考えられる。

その後、一一世紀を通して伊勢神宮・香椎宮・石清水八幡宮の怪異・火災の際にも宇佐八幡宮の先例が踏襲され、廃朝・廃務の儀礼が行われた。神社の怪異という重大事にあたりその儀礼を議論し実行することにより、伊勢神宮、宇佐八幡宮、石清水八幡宮、香椎宮は宗廟との関連性を貴族層に意識されることになり、次第に余社と

は異なる存在として「国家の宗廟」と崇める意識を形成していった。

一二世紀初頭には宗廟ではないが皇統と国家鎮護に深く関わる重要神社である賀茂社の火災に対しても廃朝が行われたが、宗廟とは日数の面で区別された。これにより、宗廟の格式がより明確に示された。これ以後宗廟火災後の廃朝五日、宗廟に準じる神社火災後の廃朝三日、それ以外の神社火災では廃朝は行われない例となり、それぞれの神社の格式が廃朝の有無・日数の形で表れることとなった。

一二世紀後葉の伊勢神宮内宮火災には、廃朝・廃務の儀礼の中で太廟という概念が登場し、廃務五日という宗廟火災の中でもとりわけ丁重な儀礼を行い伊勢神宮内宮の余社に優越する地位が示された。これは後に伊勢神宮第一の宗廟と称されるようになる事に繋がると考えられる。

神社の火災後に廃朝の儀礼が取り入れられ、神社が焼亡する度に儀礼の有無や廃朝廃務の別、日数を議論する中で一一世紀を通じて「宗廟」の概念は形成され、実際に儀礼が行われることで貴族層に浸透していった。一二世紀初頭には「宗廟」概念は定着しており、宗廟に準じる神社への礼遇や伊勢神宮内宮の宗廟グループ内での優越など制度が整えられていった。

第三章では、特に大逆に注目して宗廟に絡む事件と朝廷の処罰を見ていくことでこの時期に宗廟概念が成立する社会的要因を述べた。

一一世紀初頭ころ、宇佐八幡宮によって大宰府官人が朝廷に訴えられた事件に、日本の律令からは排除された

中国の律にある宗廟に対する罪科が適用されたものと考えられる。

二章で一一世紀後半は朝廷が伊勢・八幡宮を宗廟として尊崇する意識が確認できる時期であることを述べたが、寛治年間に大宰府官人が大隅正八幡宮神輿を射たとして朝廷に強訴される事件が起きた。これに対し朝廷では宗廟神への罪科として大逆罪を適用し、赦からも除外するなど厳しい処置をとり、宗廟への罪科の厳罰化が進められた。これにより宗廟への尊崇は高められた。この事件の後、同様の地位を求める寺社の強訴が起こされるが、罪名・赦免の点で宗廟と他社は差別化されていた。

一二世紀初頭には、香椎宮への狼藉や伊勢神宮への放火など宗廟に対する罪へ次々に大逆罪が適用され、更にこの時期の赦には伊勢神宮・八幡宮の訴えに触れたものは除外する文言が盛り込まれるなど、宗廟たる神社や宗廟神を毀損する罪科への厳罰が定着する。こうした中で、長治年間に竈社の神輿を射たとして、竈社と結んだ延暦寺が大宰府官人と石清水八幡宮別当を朝廷に訴えるという事件が起きる。この事件に対する朝廷の対応は一見延暦寺・石清水双方の強訴に屈しているが、大宰府官人が宗廟に対する罪で処罰される一方、宗廟社司は他権門の訴により停任されないとして罪を免れるという極端に宗廟概念に終始した処置となり、この時期の宗廟の地位の高さを如実に現している。

一〇世紀末から一一世紀にかけて政治・経済・社会が大きく変容していく中で、大宰府官人と頻繁に闘争を繰り返していた宇佐八幡宮を中心とした寺社の活動が活発になり、朝廷への強訴・怪異報告などを用いた地位の訴

えかけが頻発し、朝廷に訴えが持ち込まれた。宗廟概念形成の要因には、自社の地位向上を意図する神社側からの朝廷への働きかけがあった。一方、朝廷では、宗廟を守護神として崇め、崇を畏れる意識から宗廟への儀礼や宗廟を毀損する罪科を厳罰化するなど宗廟を厚遇する政策がとられた。それは宗廟神社の要求を受け入れ宗廟の尊崇を高めていく結果となった。

第四章では、神宝使の変遷に現れるその時代の社会変化と貴族の意識に、第一章から第三章で見た宗廟関連の制度と同様の時代変化が見られることを述べた。

従来、神宝使は神宝の造営・奉持・現地における不備への対処までを一貫して担い、弁官がこれを勤めるものであった。

一〇世紀に穢れを禁忌とする意識の高まりの影響を受けて、一〇世紀中葉から弁官の蝕穢により臨時で神宝の奉持を神祇伯を弁代としてこれを任せるようになった。一〇世紀後半には、穢れの頻発に伴い、次第に弁代参向が神宝使の先例として認識されるようになった。一一世紀初頭ころには神宝使として弁官ではなく弁代を發遣することが定着した。

これと並行して、行事所の成立により、神宝造営の他造宮までを含めた諸事は行事弁が、奉持は弁代が、現地での不備への対処は行事史が補助するようになる。神宝使は一一世紀初頭に「弁代」の呼称を残したまま伊勢神宮の他の祭や奉幣時の勅使と同様の性格を持つものへと変化した。

その後神祇伯の不在あるいは不都合という事態を受けて神祇副が弁代を務めるようになったと考えられる。神

祇副は大中臣氏が任命されることが多く、祭主・造宮使らと近親者である場合が多い。この時期の家職が形成するが、神祇官大中臣氏が遷宮のことに専門的に関与し、神宝使の役割もその一つとなっていた。

一二世紀初頭には行事所、神祇伯王あるいは大中臣氏神祇副神宝使奉持といった制度が整う。平安時代後期は神祇副によって神宝使が務められることが多いが、王である神祇伯が務めた例もあり、これは吉例と認識されていた。第一の宗廟の地位を獲得しつつあった伊勢神宮内宮の焼亡という大事に伴う神宝使発遣にも、王である神祇伯が弁代に選ばれ、丁重な礼を尽くしたものと考えられる。

神宝使の変遷においても一章から三章と同様の変化が認められる。

第一章から第四章を通じ一〇世紀後半から一一世紀初頭の社会変容が思想や神祇制度に変化を与え、一一世紀を通じて新たな時代に即した制度が形成され、一二世紀初頭には新たな制度が貴族階層に周知されているという傾向が読み取れた。思想・神祇制度は社会の変容と対応している。それは、この時期が中世の形成期であることを示していると考えられる。